

日本入国に関する水際対策に係る新たな措置について

2022年5月30日更新

お客さま各位

平素より SPRING JAPAN をご利用いただき、誠にありがとうございます。

入国前の滞在国やワクチン接種の状況などの条件によって隔離措置が異なります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

[厚生労働省ホームページ](#)

2022年3月1日より、受入責任者による所定の申請に基づき査証の発給を受けた場合は外国人の方の新規入国が認められます。詳しくは入国者健康管理システム(ERFS)をご確認ください。

[入国者健康管理システム\(ERFS\)](#)

永住権をお持ちの方は、日本国籍以外のお客さまも入国は可能です。また在留資格者(査証制限がないものに限る)で再入国手続きをしたうえで出国した方の再入国については、一部の国へ渡航歴がある場合を除き、入国が可能です。

詳しくは、「海外からの入国(法務省)」をご確認ください。

[法務省ホームページ](#)

▶ 新型コロナウイルスの検査証明書の提出義務化

海外から日本へ入国されるすべてのお客さまについて、厚生労働省が指定しました以下の検査方法で実施し、**検体採取が出国前の72時間以内**で、検体採取時間または必要事項がすべて記載されている検査証明書をお持ちでない場合、ご搭乗いただくことができません。

検査方法

- ・核酸増幅検査
- ・次世代シーケンス法
- ・抗原定量検査

検体採取方法

- ・鼻咽頭ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab
- ・唾液 Saliva
- ・鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合 Nasopharyngeal and oropharyngeal swabs
- ・鼻腔ぬぐい液 Nasal Swab ※鼻腔ぬぐい液検体は核酸増幅検査のみ有効です。

検査証明書を提出できない方は検疫法にもとづき、日本国籍であっても日本への上陸が認められません。なお、検査証明書は、原則として、厚生労働省の所定のフォーマットをご利用ください。

検査証明書に関する厚生労働省が指定しました検査方法、検体採取方法およびその他詳細情報につきましては、厚生労働省のホームページまたは在中国日本国大使館のホームページをご確認ください。

[厚生労働省ホームページ](#) [検査証明書の提示について](#) [在中国日本国総領事館、領事事務所](#)

▶ 入国時の新型コロナウイルス検査の実施

指定された一部の国から日本に入国する方は新型コロナウイルス検査を受けなければなりません。検査結果が出るまで、空港でお待ちいただくこととなります。詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください。

[厚生労働省ホームページ](#)

▶ 誓約書および質問票の提出について

日本へ入国する全てのお客さまに対し、検疫所へ「誓約書」および「質問票」の提出が必要となります。

誓約書の提出に応じない場合、検疫所長の指定する場所で7日間待機することが要請されます。

誓約に違反した場合は、検疫法に基づく停留措置の対象となり得るほか、

(1)日本人については、氏名や、感染拡大防止に資する情報が公開され得ること

(2)在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大防止に資する情報が公開され得ること

また、在留資格取消手続及び退去強制手続等の対象となり得ることがあります。誓約書は最新版をご利用ください。

[誓約書の提出について](#) [質問票の提出について](#) [質問票入力ページ](#)

▶ アプリの登録・およびスマートフォンのレンタルについて

待機期間中、「入国者健康確認センター」によるお客さま(個別)の健康フォローアップおよび位置情報の確認を行うため、日本への入国手続きまでにビデオ通話・位置確認のアプリのインストールが必要です。

[アプリ登録案内ページ](#)

スマートフォンをお持ちでないお客さまは、入国手続きまでにスマートフォンをレンタルするよう求められます。

(※レンタル料は日本円で約15,000円)

[スマートフォンのレンタルに関する詳細は厚生労働省のご参照ください。](#)

▶ 「レジデストラック」および「ビジネストラック」の一時停止について

日本政府の指示により、2021年1月14日以降、当分の間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデストラックの運用を停止し、両トラックによる外国人の新規入国を認めないこととなりました。

また、ビジネストラックによる日本人及び在留資格保持者について、帰国・再入国時の待機の緩和措置が認められておりません。詳細は外務省のホームページまたは在中国日本国大使館ホームページをご参照ください。

[外務省ホームページ](#) [在中国日本国大使館ホームページ](#)

▶ お客さまへのお願い

空港での搭乗手続きで書類の確認に時間を要するため、チェックイン開始時刻までにはお集りいただけますよう、お早めに空港へお越しください。ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。